

## 近世の被差別民と医薬業・再考

斎藤 洋一

### 要約

近世の被差別民に医薬業に従事する者が多かったことは、先学によってすでに指摘されている。稲田陽一は、その意味を考察した。これは先駆的な研究として評価される。他方、平井清隆は、滋賀県（近江国）の被差別部落に医者（薬屋）が多かったことを具体的に明らかにした。これは医薬業者が多かったことを一県（一国）規模で実証した、唯一の貴重な研究といえる。しかし、他地域に関しては、いくつかの個別的な研究と、断片的な指摘しかない（沖浦和光が、その意味を考察しているが、掲げられている具体的事例は少ない）。そこで本稿では最初に、これまでに知ることができた、医薬業に従事した近世の被差別民の事例を具体的に提示する。そのうえで、その意味を考察する。そこでは、被差別民に医薬業者が多かったことは、被差別民のありようと密接に結びついていたことが示される。

### はじめに

私は一九九四年に「近世の被差別民と医薬業」と題した研究ノートを、信州農村開発史研究所紀要『水と村の歴史』第九号に発表した。この研究ノートは、次のような経緯で執筆した。東日本部落解放研究所編『東日本の

近世部落の生業と役割』（明石書店、一九九四年）に収録した石田貞「鈴木家の製薬・売薬業とその社会的性格」の解題を書かなければならぬことになり、近世の被差別民と医薬業についてすこし調べたところ、私が思っていた以上に近世の被差別民と医薬業とに深いかかわりがあることがわかった。その一端は右の解題に書いたが、解題という性格から、そのすべてを書くことはできな

った。そこで、あらためて研究ノート(以下、前稿という)にまとめたというわけである。

しかし、時がたつにつれて前稿は、私の不勉強を露呈したまったく不十分なものであることがわかってきた。いくつかの重要な先行研究を見落としていたり、考察にも不十分なところがあった。他方、その後知り得たこともいくつかある。そこで、依然として不十分ではあるが、「近世の被差別民と医薬業」について再考してみたい。

## 一 前稿で見落としていた先行研究

### 1 菊池山哉『日本の特殊部落』

前稿では、相模国大磯宿で薬屋を営んでいた八郎右衛門家をとりあげたが、それはもっぱら小丸俊雄「相州に於ける近世未解放部落の経済」<sup>①</sup>に依拠したものだ。その論文で小丸は、菊池山哉の『日本特殊部落』から引用しているが、前稿執筆時には同書を見ることができなかった。『日本特殊部落』は『日本の特殊部落』(東京史談会、一九六一年)の誤植と思われるので、今回同書を見たところ、小丸が引用した記述があった<sup>②</sup>。しかしそれだけでなく、その先に「部落にはよく妙薬を伝えるとこ

ろがあります。富山の井波町とか、駿河の伝法村などもそれです」という記述があった(四一三頁)。そこで、それぞれの箇所を見ると、伝法村に関しては「薬屋で多く行商人であると言ひ、凡てが裕福のようです」と記述しており(五一二頁)、井波町に関しては「こゝは富山の売薬の製造元であり、且行商に出て居るとの事、戸数廿四戸、実に堂々たる店舗構えです」と記述していた(六三一頁)。さらに野尻村に関しても「昔三十六戸あつたそうですが、今は十七戸に減じたそうです。富山売薬の本元で、この部落で発明したものと称して居りました。近頃十軒許り農を初めましたが、昔は行商ばかりでした」と記述していた(六三二頁)。

ところで菊池は、同書の十数年前に『長吏と特殊部落上編』を発表している。それには右の記述よりくわしい記述が見られるが、なかでも注目されるのが「越中国」の項目の最後に、「参照之三九」として次のように述べていることである<sup>③</sup>。

越中富山にては、牛馬の死骸取片附、草履草鞋の製造など、其職業には、別に変わりし事無けれど、唯他国に比類なきは、名物の売薬行商は、大昔より多く是等の者の為し来る一事なり。勿論広貫堂とか何とか云ふ信用ある、薬舗の製品にはあらざれども、彼等の仲間

には、相応の製薬者ありて、之を各国に行商せしものなり。

富山の売薬が、天下に行渡れるは、実は彼等の努力にして、彼等の社会的智識<sup>ツツミ</sup>が、他国の此種の者に比して、向上的なるは、亦之がためなり。

ここでは、富山の売薬を全国に広めたのは「部落」の人々だったとしている。この指摘は何によったものだろうか。ぜひ知りたいところだが、それは記されていない。また、この指摘はその後の『日本の特殊部落』ではなく、『日本の特殊部落』とほぼ同文を収めた『別所と特殊部落の研究』の「第二編 特殊部落の研究」にもない。撤回したのだろうか。

それはともかく、以上から菊池が、「部落」には製薬・売薬を業とする人々が多いと認めていたことがわかる。ところが菊池は、医者<sup>イ</sup>の存在にはほとんど言及していない。菊池が探訪したときには医者がいなかったからであろうか。しかし、後述するように平井清隆は、滋賀県内の被差別部落を歴訪し、各地の部落に医者がいたことを見いだしている。そうすると菊池には、平井のような観点がなかったと考えられる。部落には薬屋が多いとしながら、その意味に言及していないことから、菊池は薬屋が多いという事実は知っていたが、その意味について

は考えようとしなかったように思われる。

## 2 稲田陽一『被差別部落と天皇制』

前稿では見落としてしまったが、私<sup>ワ</sup>が知るかぎり、被差別民と医薬業とのかわりに注目し、この問題について最初の包括的な提起をしたのは、稲田陽一『被差別部落と天皇制』（三一書房、一九七七年）だと思われる。稲田はまず、「今一つ重要な見逃すべからざることとして、賤民達は、今はときめく医者<sup>イ</sup>の元祖であったのみならず、我が国の近代西欧医学の導入において、不可欠な重要な役割を演じているのである」と指摘し、以下のことをあげている。<sup>5</sup> 要点を摘記する。

イ 喜田貞吉は「少彦名命の研究」で、「藪医者は野巫医者の義」「トウナイは『十無い』でハチャの隠語」「医者が呪禁を兼ねた」と指摘している。

ロ 「日本庶民生活史料集成一四卷上坂本永代録帳<sup>記録</sup>七〇九頁の補註に、浅野九兵衛は、父九内の後を継ぎ獣医として知られていたが、人の病気もよく診たといわれ、とあり、かつ山田亀月は、漢医をしていた父喜内について内科を習い、明治元年に父没してからは隣村の医師について習い、更に京都で勉学を重ね帰郷し開業したとあり、部落の指導者には医者が目につく」。<sup>6</sup>

ハ「明和二年武州在の部落民で医道功者の者がおり、村方近村で調法がられ、人々は平人にして貰おうと嘆願し、奉行から弾左衛門に問糾したが、彼は平人にするのを拒否した」。

ニ「甲州でも、山城村文書に、エタであるが医術巧みであるから開業させてもよろしいかの伺があるらしい」。

ホ「萩藩でも、天保二年頃までえたの医者業とするものが少くなかったとある」。

ヘ「トウナイ、ハチヤは産科をよくしたらしい」。

ト「薬に関係したことも間違いない処で、牛黄のことは既にふれたし、柴田女史の前掲書にも処々に出ているが、山野を漂泊していた時代に、永年の経験や勘から、薬草や薬効ある鉱石を発見していたであろう」。

チ 大磯宿長吏小頭助左衛門配下に八郎右衛門という薬屋がいたことが、「相模風土記稿」に記されているとし、該当箇所を引用している。

リ 富士川遊<sup>(遊)</sup>『日本医学史』に「外科ノ治ハ刀剪・針烙ヲ主トスルガ故ニ、ソノコトヲ賤悪汚穢ナリトシ、医家スラ之ヲ賤シムコト、コノ頃ニ至リテハ益々甚シク、従ツテ外科ヲ専門トスルモノハ多クハ無学文盲ノ徒ニシテ膏藥敷貼ノ方ノ一二ヲ知ルニ止マリ」とあるが、その参考文献とされている「医方門余外科門卷之一」

には「周礼瘍医を以て下士に任ずるは、其の効能の優劣を以てにあらず、刀剪針烙を以てす。其の事の賤悪の故なり」とあるだけである。

又 服部敏良『室町安土桃山時代医学の研究<sup>(研究)</sup>』によれば、時衆<sup>(マユ)</sup>の徒は、従軍して「回向・葬もしたが」、そのかたわら「傷の手当もしたらしい」。「異本小田原記」には「惣じて時宗の僧昔より和歌を専とし、金創の療治を事とす」云々とある。「埼玉県阿弥文書」には「百姓ヲ兼耕作或は医師之渡世産業仕候ため」云々とある。「室町、安土桃山時代には、時宗信者らしい阿弥号をもつ有名な医者が輩出していることも注目される」。

ル 「ターフェル・アナトミヤを入手した前野良沢・杉田玄白等は、「千寿骨<sup>(骨)</sup>ケ原の腑分けの場において、若き頃よりこれまで数回の経験をもちエタ身分の九十歳の老人が腑分けしながら、一つ一つ臓を指しての教えにより、和蘭解剖図と見比べ<sup>(符)</sup>付合していることに感嘆し、その翻訳にかかったのである」。

ヲ 腑分けをした老人が人体にくわしかったのは、「彼等の中では、永年の牛馬の解体からえた知識から、人体の内臓其の他の器官についての類推をしていた」からであろう。「従って、部落出身の医者達は、そのような解剖学的知識を備えていたので、漢方医のような陰陽

五行説等にもとづく観念論的病理学によるのではなく、より実証的な根拠にもとづいて診断したから、隠れた名医がいたにちがいない」。

ワ 「弾内記身分引上一件」に、弾左衛門が預かった囚人を「食物病人薬用療治伺等深切に世話致し」云々とある。「更に、幕府医学所頭取松本良順（後の明治の軍医総監）は、そこに目をつけたのか、維新内乱に際し、慶応四年、幕府の陸海軍附属病院御用を弾左衛門にさせるよう取計い、結局それが弾に申渡されている」。

このように稲田は、被差別民と医薬業とに深いかわりがあることを見出し、いくつかの重要な論点を提起していた。その後、これが深められなかったことがくやまれる。

ここで右について若干の補足・検討をしておく、イの喜田「少彦名命の研究」は『民族と歴史』第五巻第一号（日本学術普及会、一九二一年）に掲載されており、三四頁に右のことが述べられている。なお、そのすこし先には「古伝説に少彦名命が大国主神と共に療病禁圧の法の祖と認められたことは、明かに我が国の薬師（やくし）即ち医薬呪禁の徒に其の流を汲むもの、多かつたことを示して居るのである。而して民間に於ける是等の輩が一般に普通民とは筋目の違つたものだとして認められていたこと

は」云々と述べられている（三五頁）。医薬業に従事する者が「普通民とは筋目の違つたもの」と見られていたことがうかがわれる。また、リからは医者、とりわけ外科医が前近代においては卑賤視されていたことがうかがわれる。前近代において医者ほどのような存在だったか、これは一つの重要な論点となろう。

ロの滋賀県の部落の医者については、次の平井清隆の研究の項でくわしく見たい。

ハの「医道功者」については後述する。

ニの甲州の事例は、塚原美村『増補改訂未解放部落』（雄山閣、一九七三年。初版は一九六七年）によつたものだが、右よりくわしいことはわからない（一一〇頁）。

ホの萩藩の事例は、三輪為一「旧萩藩に於ける社会階級に就て」（『社会経済史学』第八卷第十一号、一九三九年）によつたものだが、そこでは「悉く」身分に関して「職業に就ては農業を副業とする以外は、他に転じ又は之を副業とすることも許されてゐなかつた。例へば天保二年頃迄は小商又は医者（やくし）を業とするものも尠（すく）なかつたが、其れ以降は風俗を紊（みだ）すものとして厳禁せられた」と述べられている（七八頁）。

への「トウナイ、ハチャ」については後述する。

トの「牛黄のこと」とは、一一九頁に述べられている

『左経記』の長和五年(一〇一六)の記事を指していると思われる。また「柴田女史の前掲書」とは、柴田道子『被差別部落の伝承と生活』(三一書房、一九七二年)のこと、同書は信州の部落に「九州から善光寺参りに来て、居心地がよいと落ち着いた医者」から「お世話になったお札にと、家伝の薬を教えて」もらい、「この後三代つづいて薬屋を開き、生活も楽になった」家があったこと(一七二頁)、「乞食から薬草の知識を習い、非常によく知っていて、近所の人に教えていた」女性がいたこと(一九六頁)などを伝えている。

又の時宗に関しては近年、藤沢靖介「時宗と関東の被差別部落」(東日本部落解放研究所紀要『解放研究』第十一号、一九九九年)が、時宗と関東の被差別部落には密接なかわりがあったことを明らかにしている。  
ル・ヲの「腑分け」に関しては後述する。

### 3 平井清隆の一連の研究

前稿では、平井清隆「滋賀」(部落問題研究所編『部落の歴史—近畿篇—』部落問題研究所出版部、一九八四年)、『部落の生業』(滋賀県同和問題研究所、一九九三年)から平井が、「皮田村には、昔は医者がたくさんいました。それも『藪医者』といわれたいい加減な医者ではなくて、

病気をよくなおす名医が多く出ました。(中略)近江の国には、明治の初め頃までは、七十ほどの皮田村に、十六人の医者がいました」などと述べていることをとりあげた。ただし平井が、部落に医者が多い理由として「皮田の者をきびしく差別した時代は、一旦病気にかかっても、一般の村の医者が、親切に病気を診てくれませんか、自然に皮田の村中に医者が出来ました」と述べていることには、疑問を呈した。

その後、右の記述の根拠が、平井が執筆した『滋賀の部落』第一巻(滋賀県部落史刊行委員会編、滋賀県同和事業促進協議会刊、一九七四年)に述べられていること、また『滋賀の部落』第三巻(同上会編、同上会刊、同年)の「一一、やさしい部落の歴史」には「部落と医者」という総括的な記述があることを、藤沢靖介から教えてもらった。

『滋賀の部落』第一巻は、滋賀県内の部落を一つひとつ訪ねてそのありさまを報告したもので、そこに以下のような医薬業者の姿が書きとめられている。一県(一国)規模で医薬業者の存在を明らかにした、唯一の貴重な研究なので、長くなるが該当箇所を引く。

北山村 明治初年の分村運動の指導者に「医者であった山田亀月がいた」(四一頁)。

藪の内村 「明治解放令当時、藪の内部落でただ一軒だけ、

旧街道筋に沿って、居宅を構えていたといわれる医者、

(中略) その医者村松八兵衛家」、その家は「百年以上の古い建物であるが、殆んど旧態のまままで、診察室、薬剤調合室、土倉などまで、昔のままの面影を残している。その家敷の総面積は約一段半」。「八兵衛は獣医師から出発したのだというが、医者として非常にすぐれた腕の持主であり、明治の初期から、近郷の一般部落にまで招かれて、輿に乗って往診に出掛けたという」。「八兵衛は、かつて膳所藩主本多公が、江戸に出る道中、石部の宿で、愛用馬の病氣の手当をした際、医者として、ほかの医者たちより一段とすぐれた腕前であることを認められ、その後は藩のご用を命ぜられることもあり、村松姓を名乗ることを許されたという」(五九〜六〇頁)。

木原村 「解放令直後に、滋賀県部落分村問題に活躍した、浅野九兵衛の出た」村(八五頁)。「浅野九兵衛の家などは、牛馬の『灸すえ』のため、文字通り門前市をなすほどで、よしず張りの茶店も出されたほどであったという」(一〇二頁)。

横井村 「古老の話によると、金田という金持、『伯楽さん』と呼んでいた名高い牛馬医者、質屋、十代も続いた旧

家喜十郎など立派な家があったが、明治維新以後みな没落してしまつて、部落から離散し」た(一〇九頁)。

稲津村 「稲津村には、広瀬半四郎という代々庄屋を勤めた、古くから医者を業として来た資産家があった」。「名医としての評判が高かった」。「その息(養子)源道さんは、大阪医学校に、明治初年入学して医者となり、稲津村で『有年学校』を開いている」(一一〇〜一一一頁)。

一色村 「さて一色部落では、このような歴史によって、明治維新までずっと牛馬の処理の仕事をした。壬申戸籍にも『農』と書かれている世帯は一つもなく、全部が『商』であつて、ただ一戸だけが『医』となつている。善三郎といい漢方医で、明治大正の頃この地を離れたが、佐内、嘉善などの名が、その先代に見え、何代か続いて医者であつたと考えられる」。「この医者の家は、現在もそのまま残つている。小児科医として名医とされ、評判が高い」(一二五頁)。

糠田井村 「奥村さんの家では、石原代官の娘の病氣の薬に、秘蔵の牛のごういんを命により差し上げたが、見事に娘の病氣が癒つて、代官から姓を名乗つてもよいとのお達しがあつたという」(一七三頁)。

北村 「明治の初期に浅尾安五郎という獣医(人間の病氣

も治療した)があつた。かれの屋敷は、二反歩余あり、豪勢な門があり、その門を馬上のまま、出入り出来るほどであつたという。安五郎も資産家であつた(一八一〜一八二頁)。

作立村(小桜村)「小桜村には医業を営む家が二戸あり、草場姓と草姥姓をとなえていたが草場氏の方は、小桜部落唯一の大資産家であり、同時に近江の国の隅々にまで名を知られた皮膚科を得意とする医者であつた」(二四四頁)。

大町村「なお大町村にはずっと古くから数代も続いた小児科医(臼井氏)があつたが、同じく資産家で名医とされた。大正期に一家をあげて村を去つた(二六五頁)。

大野村「(広野部落の)一つの誇りとして村の多くの人々に、医者であつた皐月家のことが伝えられている。現在村の一角に医者屋敷と呼ばれているところがあり、(中略)その屋敷の広さから推定すると、かなり立派な家があつたことが分る」。「この皐月家の一統で皐月仙谷という医者が、蒲生郡大林村にも明治の初年(壬申戸籍に出ている)在住開業していた。(中略)皐月家は明治以前から何代か続いて、部落の名家であつたことが想像される」。「何時ごろの何という名の医者であつ

たのか明きらかでないが、井伊家に召されて糸脈を引き、猫の脈と人間の脈とを見分けあつれば名医であることを認められ、その典医に命ぜられ『皐月』という姓を賜つたということである。この糸脈以下の話は他の部落の医者の中にも伝説として、残されているものが二、三あり真偽のほどは明きらかではない。「その姓『皐月』は部落では全く他に例がなく、珍らしいものである」。「由来、部落の中に生れた医者は武士などの比較的インテリが、何等かの事情によって部落に通入した、そういうことから始つた場合が多いと思われる。いわば部落にとつては外来者である。そのためにも名乗つた姓も他の部落の人々と全く異っている」。「『皐月』の姓もその例の一つである」。「なお念のため井伊家の典医として記録に上っているものを調べてみたが、『皐月姓』を名乗る医者は見当らなかつた」。「皐月家は現在広野部落で絶えてしまつている」。(二八三〜二八四頁)。

野良田村「野良田村には、織田信長の近江進攻により潰滅した佐々木六角氏に属していた武士が逃れて、爾来村に住みついたという一家がある。佐々木姓を名乗っているが、その家系図も保存されている。(部落へ遁入後のものは不記載)この佐々木家は、当初は薬種商人として、近江に行商に出ることを業としていたが、何

時のほどにか、医業を営むようになり、明治の頃まで、何代も引きつづいて医者の家として、相当の生活を立てて来たといわれる。また、医者としての評判も高く、一般部落の間にも広く知られていたという（三二六頁）。

大林村 「医者の皐月家も、大野村の皐月家とともに、古い家柄だとされたが、漸次没落していったようである」（三三二頁）。

以上である。部落には医者が多かったという指摘の根拠が、具体的に示されている。

さらに、『滋賀の部落』第三巻の「部落と医者」では、これを総括的に述べている。

まず最初に、部落には医者（漢方医）が多いことを述べ、つぎに部落に医者が多い理由として、「一般の医者が丁寧にその手をとって脈をとったりしてくれることはなかった」ことから、「部落の人々は、自分たちの病気をなおすためには、自分たちの仲間である部落の中に住む医者が必要とした。そういうことで、部落の中で、読み書きのできるような人たちが、自然と医書を読み、医术を覚えられるようになり、病気で苦しむ人々を診るようになった」と述べている（三三六頁）。右にみた大野村の皐月家のところでは、「外来者」が多かったと述べ

ていたが、ここでは部落内部からいわば自生的に医者が生まれたとしている。平井は、両方の医者があったとしているが、どちらが多かったのだろうか。

また、「部落では、牛馬を専門に取扱ったために、自然に獣医が発生した。この獣医は、同時に人間を診る医者にもなった。人間も哺乳動物であるから、その病気は牛馬のそれと相通ずるところが多い」とも述べている（同上頁）。牛馬をあつかうことの延長で人間を診る医者が生まれたと見ているわけだが、これだけがその理由であるかどうかは検討の必要がある。

ついで、部落の医者は「殆んど名医だった」とし、その理由として「部落の牛馬の処理に関連して、内臓関係についての知識、（解剖学など）が自然豊富であったこと、同時に牛馬によって生ずる牛胆や業因（ごういん）などの、よく効く薬を入手することが容易であり、これを投薬することができたことなどに、原因するものと考えられます」と述べている（三三七頁）。これも、これだけの理由であるかは検討の必要がある。

さらに、「部落の医者は、例外なく想像もされないほど、金持」だったこと、明治初年の「部落分村運動の先頭に立った」こと、などを述べている（三三七―三三八頁）。

このように平井は、史料調査と現地調査とによって、

滋賀県（近江国）の部落には医者が多かったという貴重な事実を発見し、報告した。そして『部落の生業』ではもう一つ重要な指摘をしている。「（部落の医者数は）一般の村の中にいた医者の数と比べますと三倍くらいの割合になります」という指摘である（四四頁）。これによれば、滋賀県（近江国）では明らかに、部落に医者が多かったことになる。そうすると、なぜ多かったのか、また、ほかではどうだったかということが問題となろう。

最後に、近江国に関してその後知り得たことを二つ付け加えておく。

一つ。滋賀県同和問題研究所「近江国愛知郡川原村枝郷皮田村閔連文書」編集委員会編『近江国愛知郡川原村枝郷皮田閔連文書』（滋賀県同和問題研究所、二〇〇一年）収録の明治二年（一八六九）十一月「近江国愛知郡川原村枝郷戸籍」では、百姓周桂・五十八歳が「農業并医業」に従事しているとされている（九五頁）。

二つ。『淡海国における差別の歴史と部落問題』（滋賀県同和問題研究所編・刊、二〇〇〇年）によれば、明和二年（一七六五）に書かれた、彦根領内の犬上郡・坂田郡・愛知郡の三郡の地誌である『江左三郡録』に、皮田村の医師臯月家のことが、「普賢寺村（略）此村ノ枝村ニ穢多村アリ五月薬トテ小児ノ諸病ニ用ル振出し薬ヲ売ル奇

効アルト云」と記されている。また、寛政四年（一七九二）に彦根藩士塩野義陳が書いた、彦根領内六郡（神崎・愛知・犬上・坂田・浅井・伊香）の地誌『淡海木間攷』には、「五月薬」のことがよりくわしく書かれているとして、該当箇所を掲げている（一五頁）。その引用は省略するが、臯月家が小児薬の薬屋として、すでに江戸時代中期にはよく知られた存在だったことがわかる。

## 二 前稿でとりあげた事例とその後知り得た事例

前稿では「穢多」身分の医者として以下の事例をとりあげた（出典は前稿を参照されたい）。

・武蔵国榛沢郡新戒村に「医道功者」とされる「穢多」身分の人がいて、「平人」に引き上げたいという願いが村から出されたが、認められなかった。新戒村に医療に巧みな「穢多」身分の人がいたことがわかる。

・長州藩では元文二年（一七三七）八月、平人に紛れ剃髪して「細工医者」をしていた香川津の「穢多」門七が「籠舎」とされた。

・長州藩では、幼少のころより「医業之志」を抱き、芸州大竹村「穢多医河野助左衛門」のところへ修行に行き、

ついで中津、さらには長崎へ修行に行った船木宰判下小野村「穢多」周斎が、安政六年（一八五九）四月五日に「牢舎」とされた。この事例からは、幼少のころより「医業」を志すことが可能な環境があったこと、その延長として、身分を偽ってではあるが当時の医学の最先進地である長崎へ修行に行ったこと、芸州大竹村にも「穢多医」がいたこと、などが注目される<sup>12</sup>。

武蔵国和名村の薬屋甚右衛門の弟彦助は、「拙者、医道修行二付、長崎江心懸候へば」云々という書状を残している。しかし、彦助のその後の足取りはわからない。幕末に幕府の奈良奉行を務めた川路利謨の日記に、まむしにさされて困っていたさい、「穢多によく療するものあり」と聞き頼んだところ、治ったと記されている。この人が医者だったかどうかはわからないが、医療に長けた人がいたことになる。

前述したように、滋賀県の部落には明治初年に多数の医者がいた。

・現大阪府池田市古江町の森家は、江戸時代から医薬業に従事し富を蓄積したとの教示を、寺木伸明より得た<sup>13</sup>。

以上が前稿でとりあげた事例だが、その後、見落とししていたこともふくめ、次の事例を知ることができた。

・『水平社の源流』編集委員会編『水平社の源流』（解放出

版社、一九九二年）によれば、西光万吉ら水平社創立者に「強い精神的影響をあたえた人物」に巽数馬がいるが、巽家は「江戸時代から四代も続いた」た「医家」だった。なお、巽姓は大和国高取藩の殿様の病気を治したことから与えられたといわれている（五二頁）。

・芦刈政治「山下九兵衛父子小伝」（『おおいた部落解放史』第七号、一九八八年）によれば、周防国の出身で、大坂をへて豊後国岡藩領へ落ち着いた九兵衛は、製菓業を営むとともにその子弥五郎に「医術・鍼術を学ばせ、免許を得させた（免許は安政六年「一八五九」で、医師名は謙益）。ただし謙益は一代かぎりの医者だった。

・野間宏・沖浦和光『日本の聖と賤』近世篇（人文書院、一九八六年）で二人は、部落には薬屋・医師が少なかつたと述べているが（二六頁ほか）、その後沖浦は「医業道と身分制度」（『部落解放』四二一号、一九九七年）で、瀬戸内海の淡路島や芸予諸島の部落に「野巫医者」<sup>14</sup>「藪薬師」がいたことを確認したと述べている（九六頁）。

・三浦圭一『日本中世賤民史の研究』（部落問題研究所出版部、一九九〇年）は、「延徳二年（一四九〇）十一月、足利義視が腫物で重病になったとき、近江から卑賤の藪医者が上洛して治療に当たったといい、名もない医者が各地に誕生していた。享保の頃（一七一六〜一七三六）

咽喉に呑みこんでささった釣針を抜いて少年を助けた和泉国の名医は、未解放部落の人であったという」と述べている(二八〇頁)。

・灘本昌久「明治期京都における被差別部落の義務教育」(『京都部落史研究所紀要』第三号、一九八三年)によれば、京都の蓮台野村では「一八六七年(慶応三)一月、村年寄益井元衛門(マモ)の息子で医者(イ)の益井茂平の手により『私塾的学舎』がつくられた」(四二〜四三頁)。「京都の部落史」第二卷(京都部落史研究所、一九九一年)は、「元右衛門が公共事業に尽したのは小学校の建設だけではなかった。一八七三年一月には、自費で『医局』を建て、その前年に京都府が設立した療病院にたいして医者の派遣を求め、撥雲堂療病所(はつうんどう)と名づけて、眼科をはじめとして治療にあたったのである。先の茂平もまた医術を学び、ここで眼科医として医術に尽した」と述べている(二八〜二九頁)。

・『改訂箕面市史 部落史』本文編(箕面市、一九九九年)によれば、天保二年(一八三一)の「摂州豊嶋郡萱野芝村差出明細帳」に「医師一人」と記されている(三七頁)。

・白井寿光『兵庫の部落史』第二卷(神戸新聞総合出版センター、一九八四年)によれば、明治五年(一八七二)

の西宮芝村の壬申戸籍に「医者一」とあるという(三七頁)。なお、これは一九六〇年、西宮市役所刊『西宮市芦原地区の実態』によるという)。

前稿では次に、医療にかかわった「穢多」身分以外の被差別民の事例をとりあげた。

・加賀藩では「藤内」と呼ばれた被差別民が、医者(「藤内医者」と呼ばれた)や薬売りに従事した。また「助産」にも従事した。

・出雲八束郡美保の「はちや」と呼ばれた被差別民も「助産」に従事した。

・慶応元年(一八六五)、武蔵国和名村の小屋頭(「非人」身分)角兵衛は小頭甚右衛門へ、余業である「医療之所業」にかまけ、「表役見廻り方」をおろそかにしたことを詫げる書状を提出している。

・三河国東蔵前村「番人」(「非人」身分)の新平は天保八年(一八三七)、「医者体二而御旦那ヲ致相廻療治候」ことを禁止された。しかし、売薬は認められた。

前稿では次に、製薬・売薬業に従事した被差別民の事例をとりあげた。

・相模国大磯宿には、八郎右衛門家という広く知られた裕福な薬屋があった。

・武蔵国和名村には、甚右衛門家(鈴木家)という「神通

散」なる薬を主力商品とした薬屋があった。この薬の原料は「軽粉・あらひ粉・紀州くず」であり、そのほかの薬も漢方の薬草を基本にしたものだった。顧客は武蔵国を中心に広い範囲におよんだ。

武蔵国女影村おなかげには、六右衛門家という「妙法散」なる薬を主力商品とした薬屋があり、文政二年（一八一九）に右の甚右衛門家と販売協定を結んでいる。

奈良の東之坂町には松屋甚右衛門家という、数代にわたって薬屋を営んだ家があった。しかしこの家は、天保一五年（一八四四）に廃業した。

長州藩では享和三年（一八〇三）、「宮番」と呼ばれた被差別民が「平人ニ紛れ、世上薬売歩行」したとして「国中追放」に処せられている。

長州藩には「とくじょう（徳定・徳常などと書く）」と呼ばれる、「農事の傍ら売薬を業とする人々」がいた。布引敏雄は、この「とくじょう」に対する「差別」の根拠は、「えたの業と類似する」「売薬業」だとしている。売薬業を「えたの業」とするのは言い過ぎかと思われるが、「とくじょう」が売薬業に従事していることが差別の根拠とされているのも事実である。ここにも薬のもつ問題が示されているといえよう。

前稿では製薬・売薬業に関して右の事例をとりあげた

が、その後信州の事例を探したところ、以下の事例がみつかった。

・中山英一『私を変えた源流』（日本同和新聞社、一九九七年）によれば、信濃国伊那郡立石村の「牢守」竹之助（天明三年「一七八三」生まれ）の家は、製薬を家業とした家だった。古くから合薬を免許されており、「特效薬は子どもの虫ぐすりの五香丸、腹ぐすり金命丸で、血のくすりや、疝、癩ぐすりも売り歩いた。くすり袋に『調剤本舗、信濃国伊那郡立石、立盛館』と書いていた」という。なお竹之助は、如柳と号し、和歌・俳句もよくし、万歳楽などの芸能にも従事した（二二―二七頁）。

・長野市若穂の中沢武人（部落解放同盟北信地区協議会）によれば、中沢家では「星名丸という胃の薬を作って売って」いた。「原料はろーど根ていう。どちらかかっていうと山の北面にこの根が生える。これを探ってきて、おろしてでんぶん状にして、山芋で固める。そうして江戸時代からずっと商ってきた」「この胃薬が一番の売れ筋で、松代の城下に持っていくと、ひきまきらずだったそうだ」という（「北信濃のムラのいいつたえとこと」『明日を拓く』第八号、一九九五年、四八頁）。

・信濃国水内郡牟礼村むれの部落の人々は、安政三年（一八五

六) 四月、村からかけられた不当な規制に対して、長文の反論書を提出するが(尾崎行也『信州被差別部落の史的研究』柏書房、一九八二年、一六六頁)、その一節に「薬看板連も御百姓方之医薬トは相違仕、身分柄之者共義ハ、牛馬之骨肉ニ而制之上候薬ニ而、外之薬種之類ニ不非」とある。看板の撤去をもとめられたことに対する反論で、これによって看板を掲げた薬屋がいたこと、その薬は牛馬の骨肉から製造したものであることが知られる。

・ 深井計美(信州農村開発史研究所)から、丸子町の被差別部落に薬屋をしていた家があり、製薬の道具も伝えられているとの教示を得た。

・ 前述したように、柴田道子『被差別部落の伝承と生活』に一、二の薬屋の事例が紹介されている。

なお、信州以外の事例では、辻本正教「御根太草履と呪的世界」(上)(『部落解放史ふくおか』第七七号、一九九五年)に、「奈良県には近代に至るまで癩病の薬を部落が売っていたという記録が残されている」と述べられている(二五頁)。しかし、具体的なことは述べられていない。

以上のように、前稿以後、見落としていた事例もふくめ、さらに多くの事例を知ることができた。

### 三 なぜ医薬業か

これまで見てきたことから、近世の被差別民には医薬業に従事する者が多かったといえるだろうか。近江国に關してはいえるといつてよいだろう。それでは、ほかではどうだろうか。ほかでもその可能性は高いと思われる。そうすると次に、なぜ多かったかが問題となる。これに關しては、一つは、前近代においては医者・薬屋が多分に卑賤視された存在だったことを考える必要がある。二つは、死牛馬の処理との関連である。本稿では十分述べられなかったが、この点では「馬医者」の存在が示唆的である。しかし、死牛馬の処理との関連は「穢多」身分には妥当しても、「藤内」身分には妥当しない。そうすると、それらを包括する説明が求められる。それをいまずことはできないが、「はちや」身分の「助産」もふくめ、「生・病・死」といういわば人知を越えた領域に被差別民がかかわっていたことと関係しているのではないかと考えている(したがって、いわゆる一般の医者か診てくれなかったから、部落に医者が多く生まれたとする平井の説には賛成できない。また、外からやってきて部落に住み着いた医者もそれほど多かったとは思われない)。

もちろんこのことは、被差別民が死牛馬の処理や、処刑・死体の処理などにかかわったことを否定するものではない。<sup>(16)</sup> それによって人体に関する知識を深めたり、薬を得ることはあったと思われる。ただし、薬に関していえば、漢方の薬草を基本にした薬屋もあったわけだから、牛馬の内臓などによる薬に重きをおくことは妥当ではないと思われる。<sup>(17)</sup> また、これは新たな偏見に途を開くことにもなりかねないと危惧される。

医薬業に従事する被差別民が多かったことは、被差別民のありようと密接に結びついていたと考えられる。

## おわりに

まだまだ考えなければならぬことはたくさんあるが、紙数がないので、一つだけ述べておきたい。

それは、医薬業に従事した被差別民の事例をもっと集めたいということである。私の知らない事例は全国にまだたくさんあると思われる。しかし、それを個人で集めることは至難だ。ぜひ、部落解放・人権研究所が中心になって、これに取り組んでもらいたいと思う。

そのさい、近世にかぎらず、近世以前についても、現代についても調査してほしい。そうすれば被差別民が、

医薬の分野で大きな貢献をしてきたことが明らかになるはずだからである。それだけでなく、差別問題を解く重要な鍵がこの問題には秘められていると思うからである。

## 註

(1) 初出は『日本歴史』二五五号、一九六九年。のち石井良助編『近世関東の被差別部落』(明石書店、一九七八年)、荒井貢次郎・藤野豊編『近世神奈川の被差別部落』(明石書店、一九八五年)に収録。

(2) 菊池山哉『日本の特殊部落』(東京史談会、一九六一年)四二二頁。なお、ここで菊池は、八郎右衛門家の家伝薬を「通閑散と載雲丹」としているが、小丸は「通閑散」「截雲丹」としている。これは小丸が正しいと思われる。というのは、『新編相模国風土記稿』第二卷(雄山閣、一九七〇年)に「此内八郎右衛門と云者、通閑散、又截雲丹と云妙薬を出す、江戸より多く乞求る人ありと云」とあるからである(三一八頁)。なお「通閑散」は「月経の通じ薬」であったという。このことから「通閑散」という名前のほうが妥当だと思われる。もう一つ指摘しておけば、小丸は薬屋としての八郎右衛門家の存在を「極めて特殊な事例」としているが、菊池は八郎右衛門家も

ふくめて「部落にはよく妙薬を伝えるところがあります」としてゐる。この点は、菊池が妥当であろう。

(3) 菊池山哉『長吏と特殊部落 上編』（『多麻史談』第一四卷第三・四号、一九四七年）五四一頁。なお、『日本の特殊部落』『長吏と特殊部落 上編』の閲覧には、藤沢靖介をわずらわせた。記して感謝する。

(4) 菊池山哉『別所と特殊部落の研究』（東京史談会、一九六六年）。

(5) 稲田陽一『被差別部落と天皇制』（三一書房、一九七七年）一六九～一七三頁。

(6) ここでの『日本庶民生活史料集成』第一四卷（三一書房、一九七一年）からの引用は、原文どおりではない（とくに山田亀月に関して）。また、補註の掲載頁は七一三頁である。

(7) この点に関して沖浦和光「医薬道と身分制度」（『部落解放』四二二号、一九九七年）は、「古代・中世では、医薬の道に従事する者は、どちらかと言えば低い身分の者が多く、職能としてはむしろ卑賤視されていた」とし、「古代中国の令制では、医は『賤』とされていた。インドでも被差別民であるアウト・カーストの仕事とされていた」。これは「西洋においても原理的には同じ」で、「古代ローマにおいては、医療に従事したのは奴隷であった。

中世の外科医の起源は理髪師であつて、床屋外科医の伝統は近代初期まで続いた」と述べている（九八～九九頁）。私の狭い知見を書き加えておくと、J・A・デュボア、H・K・ビーチャム編（重松伸司訳注）『カーストの民』（平凡社・東洋文庫、一九八八年）には「床屋はまた、田舎医者でもある。求められればどんな手術でも行うが、その場合、切断には唯一の手術道具としてカミソリを使う。また、ハレモノなどを切開する必要があるれば、爪切り用の一種の小刀を用いる。彼らはさらに、唯一信用のおける薬師（くすりし）でもある」とある（八四頁）。阿部謹也『刑吏の社会史』（中公新書、一九七八年）によれば、「戦後に注目すべき賤民研究を発表したW・ダンケルトの分類」では、「山師と抜歯術師」「浴場主と理髪師」「薬草売り」も「賤民」に分類されているという（一四頁）。また、「二四・五世紀にはいたるところで賤民としての刑吏の姿が確認されて」おり、「すでにこの頃には皮剥ぎと刑吏が合体し、皮剥ぎを営む刑吏が続出していた」（二二八頁）が、これらの刑吏は一方で、「人間と動物の怪我や病気を治す医者としての評判が高かった」という（二二〇頁）。その理由を阿部は、「刑吏は拷問や処刑を仕事としていたから人体の骨格その他についての知識が豊かであり、そこから骨折の治療などもしばしば行なっ

ていた。実際、拷問された受刑者を治療する者は刑吏以外にいなかったからである。中世において人体解剖は禁じられていたし宗教的制約が大きかったが、拷問や処刑を実施した刑吏は自ら生体解剖を行ない医学の最先端に立っていたのである。彼らは解剖学の書物こそ書かなかったが人体の構造をだれよりも早く調べ、知っていたに違いないのである。中世末から近世にかけて刑吏の仕事は拷問のとき受刑者が弱ると治療して回復させ、そのうち再び拷問するというくり返しであった。ちょうど今日の医学実験用動物がメスを入れられるのと同じであった。これらの拷問をくり返すなかで刑吏は人間の身体と生命の限界や怪我の治療の実際を身につけていったのである」と述べている（一三二頁）。

(8) 『滋賀の部落』第一巻は、平井が滋賀県部落史研究会編『滋賀の部落』の第三輯・第四輯・第七輯・第一輯・第一四輯（一九七〇～一九七四年）に「部落巡礼」と題して発表したものを一書にまとめたもの。なお『同書』第一〇輯には「やさしい部落の歴史」とほぼ同文の「やさしい近江国の部落の歴史」が掲載されている（一九七二年）。ちなみに、『滋賀の部落』全一五輯の復刻版（上下冊）が一九九八年に滋賀県同和問題研究所より刊行されている。

(9) 私は前稿をもとに、東日本部落解放研究所歴史部会で一九九四年一〇月一日に報告をおこなった。その報告の要旨・当日の議論が藤沢靖介「近世の被差別民と医薬業をめぐるつて」（『明日を拓く』第七号、東日本部落解放研究所、一九九四年）に紹介されている。その後半には平井の研究成果が参考資料として掲げられている。なお本稿は、そのときの部会参加者の教示も参考にしている。記して感謝する。

(10) 先にみた糠田井村の項に「秘蔵の牛のこういん」とあり、ここには「業因」とあるが、「牛黄ごおう」のことと思われる。(11) 本論には影響しないが、この事例には考えなければならぬことが二、三あるので指摘しておきたい。一つは、「穢多」の身分引き上げに「最寄り」（あるいは「向寄り」）の「非人頭」が反対したとされていることである。なぜ「非人頭」が反対したのだろうか。その理由がわからない。二つは、「穢多」の身分引き上げについて尋ねられた弾左衛門が提出した「回答」（とされているもの）が、もっぱら「非人」の身分引き上げについて論じていることである。これでは回答になっていないように思われる。この「回答」は、このときのものではなく、これ以前に弾左衛門から提出されたものを援用したものではないか。ちなみに、前稿で指摘したように、文政七年（一八

(二四)に幕府へ「非人」を「百姓」に取り立ててもよいかという問い合わせがあったさいにも、この「回答」が使われている。三つは、この事例を安永六年(一七七七)のこととするものと、明和二年(一七六五)のこととするものがあるが、後者が妥当と思われる。

(12) 前稿ではこの事例の出典を、谷川健一ほか編『日本庶民生活史料集成』第二五卷(三一書房、一九八〇年)四四四～四四五頁としたが、この頁は原田伴彦編集代表『編年差別史資料集成』第一八卷(三一書房、一九九一年)の該当頁で、前者の該当頁は三七五頁である。お詫びして訂正する。なお、周斎については布引敏雄『長州藩部落解放史研究』(三一書房、一九八〇年)がすでに指摘していた(一六七頁)。そこで布引は、「文久三年(一八六三)に徳山藩でえた医者に治療を受ける『平人』がいたこと」も指摘している。二〇五頁でもこのことに言及している。また、広島県在住の白砂一彦しらまから、「穢多医河野助左衛門」は広島藩の四人の「かわた頭」の一人である河野団左衛門と同姓なので、なにか関係があるのではないかとの教示を得た。なお白砂からは、松江藩領にも「漢方医」や「獣医」「製薬」を営んだ「穢多」身分の家があったとして、その記事が掲載されている『やがて来る日のために』第三号(人権を考える市民会議、一

九九四年)を送ってもらった。

(13)このときは話をきいただけだったが、その後寺木から『池田市古江町郷土史資料 森家文書』(池田市教育委員会、一九七四年)の関連箇所のコピーを送ってもらった。それによると「明治十八年一月の森万次郎身分届書には、はじめて先祖で医を業としたのは『享保八(一七二三)癸卯年八月廿三日(六カ)死去治郎右衛門』とある」由である(三頁)。この辺のことは定かではないようだが、明治期に大病院を経営していたことはまちがいない。この家からは「大阪府会議員を数回勤めついに代議士となった」森秀次(大正一五年九月九日、七二歳で死去)が出ている(七頁)。

(14)「助産」に関していうと、近代の事例ではあるが、群馬県粕川村の部落の人も「助産」に従事した。この人は「とりあげじじい」と呼ばれ、「部落のみならず周辺の農民の」出産に際しても、産婆役を努めた名人であったという。これは話者の父親のことだが、話者によればこの家は、「祖父の代まで馬医者をやり、漢方薬を商っていた」ともいう(『込皆戸の歴史と生活』東日本部落解放研究所、一九九四年、九一～九二頁)。

ちなみにこの事例もふくめて、かつて各地に「男性産婆」が存在したことは、板橋春夫が「トリアゲジサの伝

承」(『日本民俗学』第二三三二号、二〇〇二年)、「赤子を  
取り上げた男たち」(『群馬歴史民俗』第二四号、二〇〇  
三年)などで明らかにしている。なおこのことから、か  
つて横井清が指摘した、中世の「河原者」が「胞衣納」  
にかかわったことも想起される(横井『的と胞衣』平凡  
社、一九八八年、四二―四八頁)。

(15) 前稿では不明だった甚右衛門家の薬「ないら薬」が、  
馬の風邪薬であることが判明したので指摘しておく。今  
村充夫『日本の民間医療』(弘文堂、一九八三年)一八  
五頁。

(16) 明和八年(一七七二)に江戸小塚原でおこなわれた「腑  
分け」において、「えたの虎松」の祖父が人間の内臓に  
関して相当の知識をもっていたことが伝えられている。  
これに関して虎松の祖父は「おのれ若きより数人を手に  
かけ解き分けしに」云々と、それまでに数人の腑分けを  
おこなったことを述べている(杉田玄白『蘭学事始』岩  
波文庫、一九八二年、三五頁)。しかし、これだけで内  
臓に関する知識を得たとは考えにくい。また、日本で最  
初に人体解剖をおこなったのは京都の山脇東洋で、宝暦  
四年(一七五四)のことだった(ただし、この場合も実  
際に解剖をおこなったのは、「屠者」だった。これは山  
脇東洋がその著「蔵志」に記していることである。岡本

喬『解剖事始め』同成社、一九八八年、三頁)。わずか  
一七年前の京都でのことだから、そうした知識が江戸の  
虎松の祖父のところへ伝わっていたとも考えにくい。そ  
うすると、虎松の祖父は内臓に関する知識をどこで得た  
のだろうか。この点が疑問だったが、長崎県部落史研究  
所の阿南重幸から、中村久子「諫早領の被差別民」(『な  
がさき部落解放研究』第二三三号、一九九一年)に書かれ  
ている死体の「塩漬け」が関係しているのではないかと  
の教示を得た。そこで同論文を見ると「処刑の終わった  
首や胴を遠方まで運んだり、そのまま保存する必要のあ  
る時は、塩漬けにするが、この作業にあたったのもえた  
である。塩漬けは刑死体にかぎらず、刑の執行前や未決  
の段階で獄死した収監者、犯罪がらみの死体など、およ  
そ保存が必要と認められたものに対してほどこされた」  
と述べられていた(五二頁)。こうした作業にあたった  
ことから人間の内臓に関する知識を得たのではないかと  
考えられる。もちろん、斃牛馬の解体から得た知識も  
あったと思われるが。なお、蛇足ながら、右の『蘭学事  
始』の腑分けの場面を小説に使ったものに吉村昭『日本  
医家伝』(講談社文庫)、『冬の鷹』(新潮文庫)があるが、  
その翻案の仕方には疑問を感じていることを表明してお  
きたい。

(17) 前稿で指摘したように、鈴木則子は甚右衛門家の薬が動物の臓器を使っていないことをもとにして、小丸俊雄が八郎右衛門家の薬は動物の臓器で作ったものではないかと推測したことに疑問を呈している。

付記 引用文の送りがなは、引用文のままとした。傍注は斎藤がつけた。

### 第四回原田伴彦部落史研究奨励金応募要項

- (1) 目的 若手・中堅研究者の部落史研究の奨励
- (2) 応募規定
  - ☆ 分野 部落史(周縁も含む)
  - ☆ 応募方法 当研究所所定の用紙に以下の事項を記入して提出してください。
  - 略歴／研究業績目録／研究テーマ(研究計画、研究概要)／推薦者(1名)の推薦文(捺印必要)／主要な業績の現物(冊子または論文) 5点以内(各1部ずつ)
  - ☆ 応募条件 奨励金を受給後、2005年3月までに研究論文を提出する。研究論文については「部落解放研究」に掲載、もしくは他の歴史関係書籍に掲載の際には、原田伴彦・部落史研究奨励金を受けたことを論文の文末に明記すること。
  - ☆ 締め切り 2003年12月31日
  - (3) 研究奨励金 最高額15万円(若干名)
  - (4) 選考結果の通知 2004年2月
- ★ 応募先および問い合わせ(社)部落解放・人権研究所総務部(松本)
  - 〒556-0028 大阪市浪速区久保吉1-6-12 大阪人権センター内
  - TEL 06-65568-0605(直通) / FAX 06-65568-0714
  - E-mail matsumoto@bhrr.org